



# 労基署便り 令和6年度 No12

大河原労働基準監督署



## 令和6年1月～12月労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5 (速報)	R6 (速報)	前年比	R5 (速報)	R6 (速報)	前年比
製造業 計	34	43	9	404 (4)	453	49(-4)
食料品製造業	16	13	-3	207	202	-5
機械金属製造業	12	16	4	103 (3)	128	25(-3)
建設業 計	37	20	-17	296 (4)	267 (3)	-29(-1)
土木工事業	17	8	-9	86	74 (2)	-12(2)
建築工事業	16	10	-6	162 (2)	147	-15(-2)
その他の建設業	4	2	-2	48 (2)	46 (1)	-2(-1)
運輸交通業 計	8	12	4	365 (1)	334 (1)	-31(±0)
陸上貨物運送業	4	11	7	325 (1)	317 (1)	-8(±0)
商業	26 (1)	26	±0(-1)	437 (3)	442	5 (-3)
社会福祉施設	17	9	-8	258	248	-10
全産業	183 (2)	158	-25(-2)	2515 (19)	2395 (11)	-120(-8)

## 令和7年1月～2月労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6 (速報)	R7 (速報)	前年比	R6 (速報)	R7 (速報)	前年比
製造業 計	5	10	5	37	54	17
食料品製造業	0	3	3	11	22	11
機械金属製造業	2	2	±0	16	14	-2
建設業 計	1	1	±0	32	30	-2
土木工事業	0	0	±0	10	12	2
建築工事業	0	1	1	12	12	±0
その他の建設業	1	0	-1	10	6	-4
運輸交通業 計	0	1	1	42	46	4
陸上貨物運送業	0	1	1	41	39	-2
商業	2	4	2	39	57	18
社会福祉施設	1	2	1	27	29	2
全産業	15	28	13	243 (1)	291 (1)	48(±0)

1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械器具・電気機械器具・輸送用機械等製造業の合計。

3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

## 年次有給休暇を取得しやすい環境づくり

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりへの積極的な取組をお願いします。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（①）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（②）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけます。宮城労働局雇用環境・均等室（TEL：022-299-8844）にお問い合わせください。

- （①）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができます。
- （②）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

年次有給休暇取得促進特設サイトは  
こちらからお願いします



## メンタルヘルス Web アンケート調査結果

宮城労働局では、県内の事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を把握するために、県内の関係団体を通じて、「メンタルヘルス Web アンケート調査」を、令和6年9月19日～令和6年11月30日に実施しました。アンケートは、事業場規模・業種を問わず、無記名式、選択式（10項目）の簡易調査で行い、409事業場（労働者数50人未満の事業場からの回答が63%）から回答をいただきました。

アンケート調査の結果、事業場規模が小さくなるにつれて、メンタルヘルス対策への取組が低くなる状況が見られました。また、ストレスチェックの実施状況についても、実施が義務付けられている規模50人以上の事業場における実施率は高いものとなりましたが、規模50人未満の事業場では規模が小さくなるほど低調なものとなっていました。

労働者がメンタル不調にならないようにするために、ストレスチェックによる未然防止のほか、職場における体制整備など職場環境を改善し、ストレス職場を無くすことが重要です。

事業場の皆様におかれましては、職場におけるメンタルヘルス対策へのより積極的な取組に努めていただきますようお願いいたします。

「メンタルヘルス Web アンケート調査結果」の詳細は  
こちらからお願いします。



積極的な取組を  
お願いします！

発行：大河原労働基準監督署（TEL 0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。